別表中

一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の二五	一〇〇分の二〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の五	一〇〇分の五
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の四五	一〇〇分の四五
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の五	一〇〇分の五
一〇〇分の一五	一〇〇分の一〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の二〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の五	一〇〇分の五
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の五	一〇〇分の五
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一五
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の五	一〇〇分の五
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一〇

を

一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の二五	一〇〇分の二〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の五	一〇〇分の五
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の四五	一〇〇分の四五
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の五	一〇〇分の五
一〇〇分の一五	一〇〇分の一〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の二〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の五	一〇〇分の五
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の五	一〇〇分の五
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一五
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の五	一〇〇分の五
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の一〇

に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

告　示

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、告示第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第三項の規定に基づき、特定事業者責任比率（平成八年十二月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省告示第七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
環境大臣　望月　義夫

表規則第四条第三号に規定する分別基準適合物の項中「一〇〇分の九一」を「一〇〇分の九〇」に改める。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、告示第二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第三項の規定に基づき、再商品化義務総量（平成八年十二月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省告示第八号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
環境大臣　望月　義夫

表中

一四、五六〇	三、二九八	三〇、五〇〇	七五、一四一

を

一四、四〇〇	三、四九二	三〇、五〇〇	七五、五三七

に改める。